■市有財産処分の件について

山口地区（数曽寺池）

１．譲渡する財産

ため池名	種　　類	構造規模	数　　量
数曽寺池	利活用施設	アスファルト舗装　t=50㎜	281.0 ㎡
		転落防止柵（擬木柵）	320.0m
		暗渠排水工　高密度 PE 管 φ150	278.4m
		道路横断排水工　ﾋｭｰﾑ管 φ300	5.8m
		法面保護工（じゃかご）	640.0m
		法面保護工（張芝）	227.0 ㎡

２．所　在　地　　加東市山口 156 番地１（数曽寺池）

３．譲渡の相手方　　山口地区

４．譲渡の経緯

当利活用施設は、地区からの要望で県営事業により整備し、平成３１年４月に完成したものである。完成後は、今日まで施設全般を地区が維持管理している状況であるので、県から地区への財産譲渡をする必要がある。しかし、県の土地改良財産の管理及び処分に関する要綱第３条により県からの譲渡先は、土地改良区等となり、地区へ譲渡できないことから、県から市へ無償譲渡を受けたところであるが、山口地区が管理している財産であるので、地区へ無償譲渡するものとする。

なお、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、市から地区への無償譲渡には、議決が必要なため、無償譲渡をする日については、議決の日とする。

５．位　置　図



６．施設概要図

別紙１のとおり

馬瀬地区（宮谷池、御所谷池）

１．譲渡する財産

ため池名	種　　類	構造規模	数　　量
宮谷池	利活用施設	転落防止柵（擬木柵）	61.5m
御所谷池	利活用施設	転落防止柵（門扉含む）	67.0m

２．所　在　地　　加東市馬瀬 565 番地（宮谷池）
　　加東市馬瀬 532 番地（御所谷池）

３．譲渡の相手方　　馬瀬地区

４．譲渡の経緯

当利活用施設は、地区からの要望で県営事業により整備し、平成３０年３月に完成したものである。完成後は、今日まで施設全般を地区が維持管理している状況であるので、県から地区への財産譲渡をする必要がある。しかし、県の土地改良財産の管理及び処分に関する要綱第３条により県からの譲渡先は、土地改良区等となり、地区へ譲渡できないことから、県から市へ無償譲渡を受けたところであるが、馬瀬地区が管理している財産であるので、地区へ無償譲渡するものとする。

なお、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、市から地区への無償譲渡には、議決が必要なため、無償譲渡をする日については、議決の日とする。

５．位　置　図

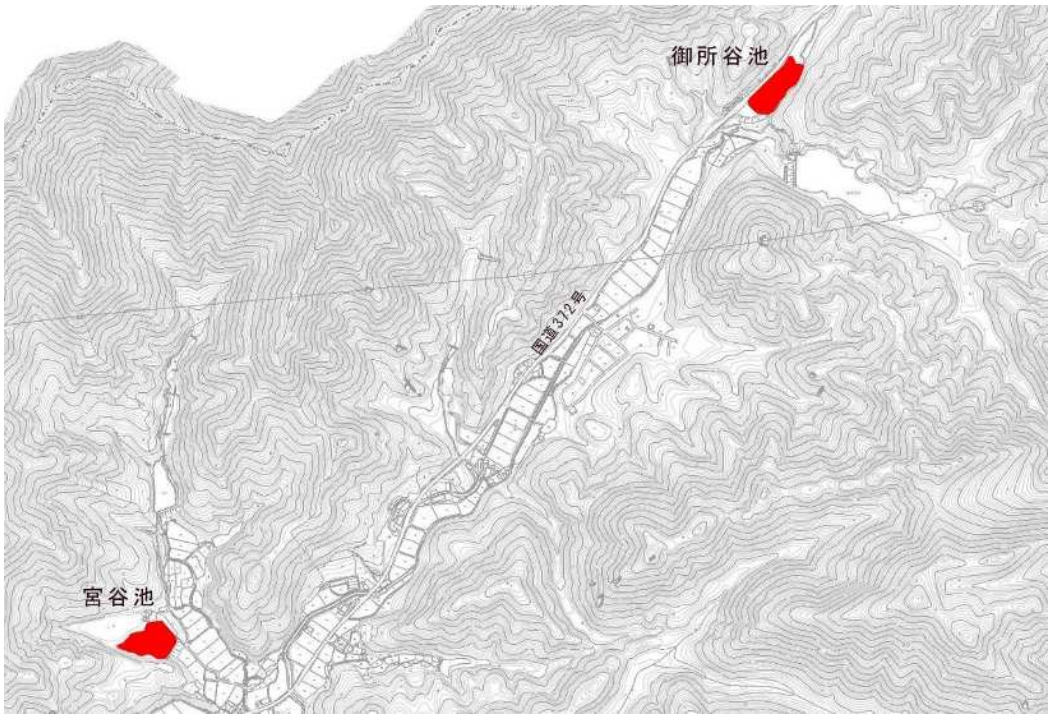

６．施設概要図

別紙２、別紙３のとおり

別紙１

R8.11.6産業厚生常任委員会資料
（産業振興部農地整備課）

数曽寺池



別紙２

R8.11.6産業厚生常任委員会資料
（産業振興部農地整備課）

宮谷池



別紙３

R8.11.6産業厚生常任委員会資料
（産業振興部農地整備課）

御所谷池



